

東日本大震災対策本部の設置について

平成23年3月22日

学 長 裁 定

(平成23年3月24日一部改正)

(平成23年4月 4日一部改正)

(平成23年4月 7日一部改正)

(平成23年4月18日一部改正)

(平成23年5月19日一部改正)

1. 趣 旨

東日本大震災を巡る諸課題について、組織的かつ集中的に対処するため、国立大学法人東京工業大学における危機管理に関する規則第7条の規定に基づき、東日本大震災対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

2. 任 務

以下の任務の遂行を通じ、東日本大震災を巡る諸課題を総括する。

- (1) 緊急的な対応に関する連絡調整
- (2) 復旧に向けた方策に関する連絡調整
- (3) 教育研究活動の継続及び電力マネジメントに関する連絡調整
- (4) 全学的な情報収集及び対外的な情報発信
- (5) 被災地の救援及び震災からの復興に向けた支援に関する連絡調整
- (6) その他、東日本大震災に関する対応に関する重要事項

3. 構 成

(本部長) 学 長

(副本部長) 理事・副学長、事務局長

(本部員) 総務部長、財務部長、研究推進部長、総務課長、評価・広報課長、施設安全企画課長、すずかけ台地区事務部長、田町地区事務区事務長、その他副本部長が指名する教職員

4. 事務局

(1) 対策本部の庶務全般のほか、2に掲げる事項の情報収集・整理などに当たるため、総務部内に東日本大震災対策本部事務局(以下、「事務局」という。)を置く。

すずかけ台地区事務部、田町地区事務区内にそれぞれ支部を置く。

(2) 事務局の事務室は、事務局1号館3階総務課内に置く。

すずかけ台支部は J2 棟4階総務課内、田町支部は附属高校本館1階に置く。

(3) 事務局員は、事務局長が指名する。

5. 放射線対策室

対策本部に放射線に関する情報収集・発信を行うため、放射線対策室を置く。

6. その他

対策本部の設置に伴い、非常災害対策本部(平成23年3月11日設置)の機能は、本対策本部に移行する。